

# 今回の検証方針(案)について

令和4年3月14日 事務局

### 1. 基本的な考え方

- ●本WGでは、令和元年10月に施行された改正電気通信事業法(以下「改正法」という。)において実施した通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束等の行き過ぎた囲い込みの是正のための制度整備等の効果やモバイル市場への影響等について評価・検証を行い、これまで、2020年10月には「競争ルールの検証に関する報告書2020」を、2021年9月には「競争ルールの検証に関する報告書2021」を取りまとめた。
- ●本年も、その後の状況変化等を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき、評価・検証を行うこととしたい。
- ① 改正法の効果やモバイル市場への影響について継続的に検証を行う。
- ② 加えて、モバイル市場等における環境変化等や各種検討の中で挙げられた課題について重点的な検証 を行い、公正な競争を一層促進していく上で必要な対応についての検討を行う。

### 2. 方 針

上記1の基本的考え方も踏まえ、今回の検証については、以下の方針で進めることとしたい。

① 改正法の効果やモバイル市場への影響については、昨年と同様、<u>事業者からの報告やその他公表データの定量的・定性的な分析、利用者アンケート調査、事業者等へのヒアリング等</u>を通じ、<u>評価・検証</u>を行う。 改正法の執行状況(特に通信と端末の分離の状況)については、上記の報告・データ等に加えて、<u>総務省情報提供窓口に寄せられている通報の状況</u>や、総務省が実施した<u>覆面調査の結果等も踏まえ</u>、適正な運用が行われているか検証を行う。

またモバイル市場の動向については、特に大容量プランや5Gプランの提供状況、音声通話料金(従量制料金)の提供状況を確認する。

- ② また、環境変化等を踏まえた課題として、新たに以下の項目を取り上げることとしたい。
  - ・携帯電話端末の対応周波数の制限について

### 今回(2022)の検証方針の全体像(現時点での想定)

#### 報告書2021における主な検証内容

#### **「 モバイル市場の競争環境に関する検証**

#### 1. 報告書2020の公表以降の取組

- ・報告書2020における主な提言
- 報告書2020公表以降の総務省等における取組

#### 2. 事業法第27条の3の執行の状況(覆面調査の結果等も踏まえた検証)

- (1) 事業法第27条の3の違反事例等
- (2) 既往契約に関する事項について
- (3) 端末購入サポートプログラム

#### 3. モバイル市場の現況と分析

- (1) 分析の視点及び手法
- (2) 通信市場の動向
- 契約数・事業者数の動向、
- ·通信料金の動向(MNO·MVNOの動き、国際比較等)
- ・利用者の動向(「MNO3社の廉価プラン等」の契約数 等)
- (3) 端末市場の動向
- ・市場全体の動向(売上台数・売上高、売上単価、価格帯別の売上台数 等)
- ·5G端末の動向(契約数、端末販売台数、ラインナップ等)
- ・中古端末市場の動向(下取り台数・販売台数、課題と取組状況等)
- (4) 事業者等の経営状況
- ・大手通信事業者及び代理店の動向

#### Ⅱ モバイル市場等に係る課題

- 1. 携帯電話の音声通話料金(従量制料金)
- 2. スイッチングコスト(オンライン解約手続、端末の機能制限等)
- 3. 販売代理店の在り方
- 4. 固定通信市場に係る課題(工事費分割払い・無料解約期間見直し、 事業者間連携による工事の削減)

#### 今回(2022)の主な検証内容(案)

#### E モバイル市場の競争環境に関する検証

#### | 1. 報告書2021の公表以降の取組

- |・報告書2021における主な提言
- ・報告書2021公表以降の総務省等における取組

#### 2. 事業法第27条の3の執行の状況(覆面調査の結果等も踏まえた検証)

- (1) 事業法第27条の3の違反事例等(特に通信と端末の分離の状況)
- (2) 既往契約に関する事項(事業者による実施状況等のフォローアップ)

#### 3. モバイル市場の現況と分析

- (1) 分析の視点及び手法
- (2) 通信市場の動向
  - · 契約数·事業者数の動向
- ・通信料金の動向(MNO·MVNOの動き(大容量や5Gプランの提供状況、音声 通話料金(従量制料金)の提供状況)、国際比較等)
- ・利用者の動向(「MNO3社の廉価プラン等」の契約数 等)
- (3)端末市場の動向
- ・市場全体の動向(売上台数・売上高、売上単価、価格帯別の売上台数等)
- ·5G端末の動向(契約数、端末販売台数、ラインナップ等)
- ・中古端末市場の動向(下取り台数・販売台数、課題と取組状況等)
- (4) 事業者等の経営状況
  - 大手通信事業者及び代理店の動向

#### Ⅱ モバイル市場等に係る課題

- 1. 乗換コストの更なる改善(端末の機能制限(携帯電話端末の対応周波数の制限)等)
- 2. 販売代理店の状況
- 3. 固定通信市場に係る課題(事業者間連携による工事の削減)

## 今回(2022)の検証方針(現時点での想定)(詳細①)

| 前回の検証内容                           | 「報告書2021」における提言(特に今後の方向性部分)  | 今回の検証方針   |  |  |
|-----------------------------------|--|---|--|--|
| Ⅰ モバイル市場の競争環境                     | I モバイル市場の競争環境に関する検証  |   |  |  |
| 1. 報告書2021の公表以降                   | 1. 報告書2021の公表以降の取組   |   |  |  |
| <ul><li>報告書2020における主な提言</li></ul> | _  | ・報告書2021における主な提言、                                   |  |  |
| ・報告書2020の公表以降の総<br>務省等における取組      | _  | 報告書2021の公表以降の総務省<br>等における取組を確認                      |  |  |
| 2. 事業法第27条の3の執                    | 行の状況 (1)事業法第27条の3の執行の状況  |   |  |  |
| ・事業法第 27 条の3の違反事<br>例等            | ・ 引き続き、通報窓口や覆面調査を通じて事業法第 27 条の3の規律に反する行為が行われていないかの確認を行うとともに、今後、必要な制度整備をしていくことが求められる。   |   |  |  |
|                                   | ・ 事業者においては、事業 法第 27 条の3の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うことが求められる。   | ・通報窓口に寄せられた意見や覆面調査の結果を確認                            |  |  |
| ・事業者の体制整備の状況                      | ・ MNO3社においては、事業法第 27 条の3の規律の潜脱につながる非 回線契約者に対する販売<br>代理店における端末販売拒否の実態が確認されて いることから(略)不適切な行為が行われない<br>ようにするための措置の徹底が求 められる。                            | ・特に通信と端末の分離の状況に<br>ついて、規律の趣旨に沿った対応<br>が十分に行われているか検証 |  |  |
| ・ 端末代金の値引き等の特例<br>の適用状況           | ・ 引き続き、事業法第27条の3の特例の適用状況について確認を行い、不適切な端末代金の値引き等が行われないよう、適切な運用を行っていく必要がある。  | ・その他、事業者の体制整備の状況、特例の適用状況、ガイドライ                      |  |  |
|                                   | ・ 事業者間でルールの解釈について理解が異なることにより公正な競争が損なわれることがないよう、総務省においては、引き続き、運用ガイドライン自体の随時の見直しを含む対応を行っていくことが必要である。   | ン見直し等の状況を確認<br>・事業者の取組についてヒアリング                     |  |  |
| ・規律内容の明確化                         | ・ 各事業者がルールの解釈について共通の認識を持つことができるよう、総務省において、必要に応じて、運用ガイドラインの規律の趣旨とともに個別の解釈を関係事業者に周知する等の対応を行うなど、運用面の工夫を行うことも考えられる。                                      | を実施<br>   |  |  |
| 2. 事業法第27条の3の執                    | -<br>行の状況 (2)既往契約に関する事項について  |   |  |  |
| ・既往契約の状況                          | ・ 既存大手である MNO3社が、事業法第27条の3の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を多く抱えたまま、新規事業者や MVNO との間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいえない。このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消するべきである。 | ・既往契約の解消に向けた制度整                                     |  |  |
| · 不適合期間拘束契約<br>· 不適合利益提供等         | ・ 総務省においては、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当である。                | 備を踏まえた事業者による実施<br>状況、移行促進のための取組、<br>既往契約の状況について確認   |  |  |
|                                   | ・ 総務省においては、必要に応じて、例えば今後の周波数割当て(いわゆるプラチナバンドなど既存<br>周波数の再割当てを含む。)等に当たってこれらの自主的な取組の対応について審査に活用するな<br>ど、事業者にインセンティブを与えてその取組を促すことも検討に値する。                 |   |  |  |

## 今回(2022)の検証方針(現時点での想定)(詳細②)

| 前回の検証内容  | 「報告書2021」における提言(特に今後の方向性部分)  | 今回の検証方針   |  |  |
|--|--|---|--|--|
| I モバイル市場の競争環境  | I モバイル市場の競争環境に関する検証  |   |  |  |
| 2. 事業法第27条の3の執   | 2. 事業法第27条の3の執行の状況 (3)端末購入サポートプログラムについて  |   |  |  |
|  | ・ 総務省においては、並行して、各社ごとに、(略)覆面調査、(略)一般利用者の理解度を調査する<br>とともに、回線契約者と非回線契約者それぞれへの端末販売の実績について事業者から報告され<br>るデータを分析し、これら事業者の取組による効果について検証を行うべきである。                     | -<br>・「2.(1)事業法27条の3の執行<br>状況」の検証の中で、通信と端末<br>の分離の状況について、規律の<br>趣旨に沿った対応が十分に行わ<br>れているか検証 |  |  |
| ・報告書2020の公表以降の状<br>況   | ・ また、楽天モバイルが新しく提供を開始した端末購入プログラムについて、MNO3社が提供する端末購入プログラムと同様の課題が生じていないか、確認をしていくことが適当である  |   |  |  |
| ・端末購入プログラムの「囲い込み効果」  | ・ 利用者に対して広く正確な理解を浸透させることは必ずしも容易ではないことを踏まえ、調査の方<br>法等については調査の専門家も交えて検討するとともに、試行的な調査も重ねることも必要である。  |   |  |  |
| ・求められる対応   | ・ 他事業者と比較しても明らかに販売代理店における対応が徹底されていない、利用者における理解が進んでいないと判断されるような事業者については、端末購入プログラムによる利益提供が実態として通信料金と端末のセット販売を条件としているものとして、改正法における通信と端末の分離の徹底を図ることも視野に入れるべきである。 |   |  |  |
| 3. モバイル市場の現況と分   | 分析 (1)分析の視点及び手法  |   |  |  |
| ・分析の視点、分析の手法   | -  | ・分析の視点・手法を確認  |  |  |
| 3. モバイル市場の現況と気   | ↑析 (2)通信市場の動向  |   |  |  |
|  | ・実際の利用者の移行がどのように進むのか、引き続きデータを取得し、特にMVNOとの競争環境に与える影響について分析・検証を継続していく必要がある。  | ・定量的・定性的データの分析・検  |  |  |
| <ul> <li>契約数、事業者数の動向</li> <li>通信料金の動向(MNO・MVNOの動き、国際比較等)</li> <li>利用者の動向(「MNO3社の廉価プラン等」の契約数等)</li> </ul> | ・MNOとMVNOとの間の競争条件については、重大な関心をもって検証を続けていく必要がある。   | ↑ 証<br>-・「MNO3社の廉価プラン等」が  |  |  |
|  | ・大容量や5Gの料金プランについては今後一層注視し、国際的に見て遜色のない水準となっているかどうかも含め、毎年、状況を確認していく必要がある。  | MVNOとの競争環境に与える影響について検証  |  |  |
|  | ・音声通話料金(特に従量制料金)については、これまでは競争が制限される環境にあったことから、<br>料金面での競争が進んでいるかを含め、今後の競争環境について確認していくことが必要である。   | ・大容量プランや5Gプランの提供<br>状況、音声通話料金(従量制料<br>金)の提供状況等を確認   |  |  |

## 今回(2022)の検証方針(現時点での想定)(詳細③)

| 前回の検証内容   | 「報告書2021」における提言(特に今後の方向性部分)   | 今回の検証方針   |  |  |
|---|---|---|--|--|
| Ⅰ モバイル市場の競争環境   | I モバイル市場の競争環境に関する検証   |   |  |  |
| 3. モバイル市場の現況と分  | <b>分析(3)端末市場の動向</b>   |   |  |  |
| <ul><li>市場全体の動向(売上台数・<br/>売上高、売上単価、価格帯別</li></ul>           | ・端末市場については、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響などにも留意しつつ、<br>引き続き、その販売経路や価格帯別の売上台数の推移を含め動向を注視し、改正法による効果に<br>ついて検証を行っていくことが必要である。      | ・ 定量的・定性的データの分析、改 正法による効果について検証   |  |  |
| の売上台数 等)  | ・MNO3社が提供する端末購入プログラムについて、端末購入における過度な囲い込みの要因となっていないか、今後、端末市場における問題としても注視していくことが必要である。                                      |   |  |  |
| ・5G端末の動向(契約数、端末<br>販売台数、ラインナップ 等)                           | ・通信市場、端末市場における競争ルールの検証の観点から、我が国における5Gの普及状況について、ミリ波やスタンドアローン方式によるものの状況も考慮しつつ、引き続き、その契約数、端末販売台数等の状況を確認していく必要がある。            | ・契約数、端末販売台数・出荷台数、ラインナップ等の状況を確認  |  |  |
|   | ・今後も、流通促進に向け、事業者や中古端末取扱業者による取扱いの状況、中古端末に関する<br>利用者の意識の変化を継続的に注視していく必要がある。   | <ul><li>・中古端末下取台数、販売台数の確認</li><li>・利用者意識調査結果の確認</li><li>・課題に対する関係者の対応状況</li></ul> |  |  |
| <ul><li>・中古端末市場の動向(下取り<br/>台数・販売台数、課題と取組<br/>状況等)</li></ul> | ・中古端末取扱業者等から示されている各種課題について、端末修理におけるApple社のIRPプログラムの開始等の状況変化も踏まえ、それらの課題に対する関係者の対応の状況などについて、継続的に確認していく必要がある。                |   |  |  |
|   | ・総務省においては、ポータルサイトによる情報発信を強化するなど、中古端末に対する消費者の理解を助けるための正確な情報発信を継続して行うべきである。   | 等の確認<br>  |  |  |
| 3. モバイル市場の現況と分析 (4)事業者等の経営状況                                |   |   |  |  |
| ・大手通信事業者及び代理店<br>の動向  | ・携帯電話料金の低廉化が各社の経営に与える影響も含め、各社の経営状況については引き続<br>きその動向を注視していく必要がある。  | ・定量的・定性的データの分析・検  |  |  |
|   | ・販売代理店の経営状況についても、MNO3社のオンライン専用プランの開始等により従来の販売<br>代理店ビジネスが曲がり角を迎えている中で、それらが各社の経営状況にどのような影響を与え<br>るかを含め、引き続きその動向を注視する必要がある。 | ・ た重的・た任的ケータの方例・検証  |  |  |

## 今回(2022)の検証方針(現時点での想定)(詳細④)

| 前回の検証内容        | 「報告書2021」における提言(特に今後の方向性部分)  | 今回の検証方針                                      |  |  |
|----------------|--|--|--|--|
| Ⅱモバイル市場等に係る課題  | Ⅱモバイル市場等に係る課題  |  |  |  |
| 1. 携帯電話の音声通話料  | 金(特に従量制料金)   |  |  |  |
|                | ・今回のケースを教訓として、(略)必要に応じて関連するデータの報告を求め、今回の議論の中で示されたような「実質的な料金の水準」などを確認し、接続料や卸料金の妥当性を検証すべきである。  |  |  |  |
| 1              | ・これらの点(MVNOの料金プラン等)については、今後の(MVNO)各 社が提供する料金プランの状況など、競争環境について検証していくことが必要である。   |  |  |  |
| ・携帯電話の音声通話料金(特 | ・小売市場において自律的な競争が継続して機能するためには、今回の接続メニューの追加や卸料金の見直しが1回限りのものとして行われるだけでは足りず、継続して接続メニューの見直し(改善)や、卸料金の見直し(低廉化)が進むような制度的な枠組みを構築することが、必須の条件と考えられる。   |  |  |  |
| に従量制料金)        | ・(MNOと)MVNOとの間の競争が阻害されるような事態は未然に防止するための有効なルールの具体的な在り方について、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、MNO各社が卸役務を積極的に提供するインセンティブはどう与えるべきか等、これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要である。 |  |  |  |
|                | ・事業者間取引の適正化を進めるための制度整備を進めても、競争を通じた料金の低廉化やサービスの多様化が期待できないようであれば、更なる追加的な政策的・制度的対応について検討する必要があると考えられる。  |  |  |  |
| 2. スイッチングコスト   |  |  |  |  |
| ・オンライン解約手続     | ・事業者の対応状況等について引き続き状況を確認していくとともに、消費者検討会における議論を<br>注視していくことが適当である。   |  |  |  |
| ・オンフィン丹ギッナ・ボ   | ・合理的な理由がない限り、原則として全てのオンライン手続について少なくとも 24 時間の受付対応<br>が求められるものであり、ガイドラインにおいてその旨を明記すべきと考えられる。   |  |  |  |
| ・端末補償サービス      | ・総務省としてもスイッチングコストの問題として関連の状況を注視していくべきである。<br>また、総務省において、事業者の取組状況や、課題が生じていないかについて、確認を行うことが<br>適当である。  | <ul><li>新たなスイッチングコストが生じていないか、状況を注視</li></ul> |  |  |
|                | ・端末補償サービスの非回線契約者への提供・回線継続利用条件の撤廃(NTT ドコモ及び KDDI)<br>について、総務省は、事業者の実際の取組状況に加え、課題が解消されているかについて、確認し<br>ていくことが必要である。   |  |  |  |

## 今回(2022)の検証方針(現時点での想定)(詳細⑤)

| 前回の検証内容                         | 「報告書2021」における提言(特に今後の方向性部分)   | 今回の検証方針   |  |
|---------------------------------|---|---|--|
| Ⅱモバイル市場等に係る課題                   | Ⅱモバイル市場等に係る課題   |   |  |
| 2. スイッチングコスト(前ペ                 | 一ジからの続き)  |   |  |
|                                 | ・総務省においては、MNO3社が販売する端末の対応周波数帯等について、事業者乗換え時のスイッチングコストになっていないか、状況を注視していくことが適当である  | ・携帯電話端末の対応周波数の制                                   |  |
| ・端末の機能制限                        | ・端末の機能制限を知らずに利用者が事業者を乗り換えようとした場合には、利用者トラブルにつながる可能性が高いことから、(略)総務省においても、利用者に対する適切な周知を行うことが適当である。  | ・ 接帯 電品 端末の対応 局 波数の 削限について検討                      |  |
| ・他サービスとのセット販売によ<br>る割引          | ・総務省においては、セット販売による割引について過度な囲い込み効果を有するものがないか、引き続き、状況を注視していく必要がある。  |   |  |
| ・利用者利益又は事業者間の公正競争を阻害するような措置への対策 | ・総務省においては、noindex の例のように、利用者の乗換えを妨げることにより、利用者の利益や<br>公正な競争を阻害するおそれがあるものについて、その都度事業者に対して是正を求めるのでは<br>なく、ガイドライン整備をするなどして禁止の徹底を図っていくことが求められる。  | ・<br>新たなスイッチングコストが生じて                             |  |
| ・今後の対応                          | ・ eSIM の促進、SIM ロックの原則禁止、キャリアメールの「持ち運び」の実現及び MNP 手続の更なる円滑化について、総務省においては必要な制度整備等について速やかに対応を行うことが求められる。  | いないか、状況を注視  |  |
| ・ 7 後の刈心                        | <ul><li>総務省においては、これまで及びこれからの各社の対応状況や今後の対応予定に加えて、これらの対応の可否について合理的な説明があるか確認をした上で、事業者の自主的・積極的な取組が進まないようであれば、対応を促すインセンティブを与える仕組みも考えていくことが適当である。</li></ul>   |   |  |
| 3. 販売代理店の在り方                    |   |   |  |
| ・販売代理店の在り方                      | ・総務省においては、上述のガイドライン等において、業務改善命令の対象となり得る事項を記載した上で、通報窓口の積極的な活用や覆面調査等を通じて実際の販売現場において事業法第 27 条の3違反が行われていないか確認し、是正が図られていない場合には、必要に応じて、事業者から手数料・奨励金体系等について報告を求め、事業法第 27 条の3の違反を助長するものがないか確認をすることが適当である。 | ・覆面調査等の結果等を踏まえ、<br>販売代理店の状況を確認                    |  |
| 4. 固定通信市場に係る課題                  |   |   |  |
| ・工事費の分割払い・無料解約期間の見直し            | <ul><li>・現時点で措置を実施していない事業者に対しては、引き続き、総務省から事実関係の確認を行うとともに、対応を求めていくことが必要である。</li></ul>  | ・未対応の事業者が対応済である<br>ことを確認(昨年10月で対応済)               |  |
| ・事業者間連携による工事の削減                 | ・総務省においては、接続事業者と光コラボ事業者間の引込み線転用による工事削減の事業者間協議にオブザーバーとして参加する等、より関与を深めていくことも検討し、実現の早期化を促していくことが適当である。さらに、それでもなお事業者間の協議が進展しない場合には、必要に応じ、制度的対応を含めた検討を行うことが適当である。                                      | ・事業者間協議の状況を確認<br>・自己設置事業者や集合住宅も<br>合めた場合について課題を整理 |  |
|                                 | <ul><li>・引込み線転用を自己設置事業者や集合住宅も含めた場合について、総務省及び関係事業者においては、まずは課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適切である。</li></ul>  | Bαルに物面に ルい (                                      |  |

### (参考)定量分析に活用するデータについて

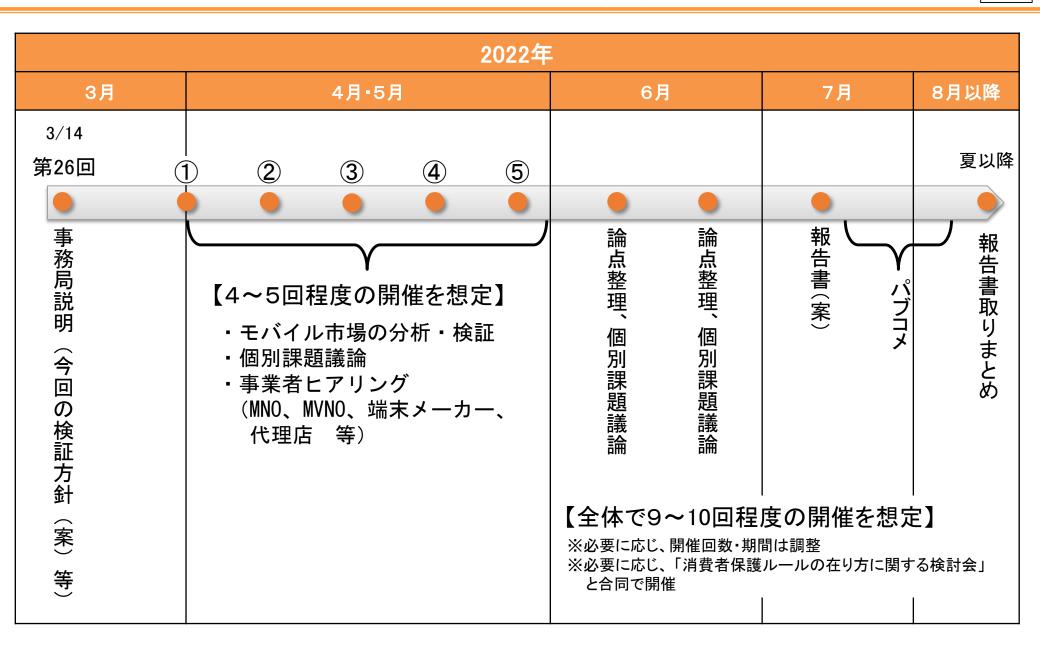
改正電気通信事業法施行後のモバイル市場の状況について、総務省において事業者等から報告を受けている定量データや、 各社の決算情報等の公表データを活用して評価・検証を行う。

|         | 報告内容  |                                  | 期間                      |
|---------|---|----------------------------------|-------------------------|
| 通信市場の動向 | <ul><li>・移動電気通信役務の契約数</li><li>・移動電気通信役務の収入状況</li><li>・移動電気通信役務の新規契約数、契約解除数</li><li>・違約金等の定めがある契約の提供状況</li></ul> | ·指定電気通信事業者(33社)                  | 2019年10月~※1             |
|         | <ul><li>・MNO3社の廉価プラン等<sup>※2</sup>の契約数</li><li>・MNO3社の廉価プラン等への転入・転出 等</li></ul>                                 | ·MNO3社                           | 2021年1月~                |
| 端末市場の動向 | ・移動端末設備の取り扱い状況(売上台数・売上高)<br>・代理店への支払金支出状況 等   | ·指定電気通信事業者(33社)                  | 2019年10月~※1             |
|         | ·価格帯別の売上台数  | ·MNO4社                           | 2020年10月~               |
|         | ・端末購入を条件とする利益の提供の状況<br>・利益提供の例外の適用状況(不良在庫端末、廉価端末、<br>通信方式の変更等に対応するための端末) 等                                      | ・指定電気通信事業者(33社)<br>・店舗数100以上の代理店 | 2019年10月~ <sup>※1</sup> |
| 経営情報    | ・事業者・代理店の決算情報   | _                                | -                       |

<sup>※1</sup> MNO3社のデータは2019年4月以降を対象とする

<sup>※2</sup> NTTドコモ(ahamo)、KDDI(povo、UQモバイル)及びソフトバンク(LINEMO、ワイモバイル)

### 今後のスケジュール(案)



10

### (参考)前回検証時のヒアリング対象事業者

### ①モバイル関連(MNO·MVNO等)

|   | 団体・事業者名等               |
|---|------------------------|
| 1 | (株)NTTドコモ              |
| 2 | KDDI(株)                |
| 3 | ソフトバンク(株)              |
| 4 | 楽天モバイル(株)              |
| 5 | (一社)テレコムサービス協会 MVNO委員会 |
| 6 | (株)インターネットイニシアティブ      |
| 7 | (株)オプテージ               |
| 8 | 関東弁護士会連合会(スイッチングコスト関連) |

#### ②代理店関係(業界団体)

|   | 団体•事業者名等          |
|---|-------------------|
| 1 | (一社)全国携帯電話販売代理店協会 |

### ③端末関係(メーカー・業界団体)

|   | 団体・事業者名等           |
|---|--------------------|
| 1 | (一社)情報通信ネットワーク産業協会 |
| 2 | Apple Japan合同会社    |
| 3 | クアルコムジャパン合同会社      |
| 4 | (一社)リユースモバイル・ジャパン  |